

## 第 1 6 回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日      平成 2 9 年 6 月 1 4 日（水）      午後 4 時 0 5 分  
 2. 開会の場所      鶴田町役場      3 0 1 ～ 3 0 3 委員会室  
 3. 閉会の年月日      平成 2 9 年 6 月 1 4 日（水）      午後 4 時 3 1 分

4. 出席委員（14人）の番号及び氏名

1 番 澁谷 秀明	2 番 太田 豪	<del>3 番 成田 悦夫</del>	4 番 高橋 洋美
5 番 三浦 久利	6 番 佐藤 正悟	<del>7 番 棟方 廣光</del>	8 番 川村 博行
9 番 澁谷 和仁	10 番 貴田 徳正	11 番 瀬戸 弘之	12 番 石村 孝憲
13 番 瓜田 良一	14 番 相馬 一二	15 番 下山 勝源	16 番 成田 春光

5. 欠席委員（2人）

- 3 番 成田悦夫  
 7 番 棟方廣光

6. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名  
 第 2 参与及び書記の任命  
 第 3 議案第 7 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地賃貸借契約転用許可の意見について  
       議案第 7 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地使用賃貸借契約転用許可の意見について  
       議案第 8 0 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について  
       議案第 8 1 号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について  
       議案第 8 2 号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について  
       報告第 4 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について  
       報告第 4 6 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 下山 和洋	事務局次長 石村 浩一	総括主幹 齋藤 千帆	主事 阿保 龍治
------------	-------------	------------	----------

8. 会議の概要

開会    午後 4 時 0 5 分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第 8 条に基づき、会長成田春光が議長となる。

議 長

只今の出席委員は 1 4 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
 これより、第 1 6 回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、2 番太田豪委員と、1 4 番相馬一二委員を指名します。また、参与には下山会長職務代理、下山局長、石村次長、書記には齋藤総括主幹、阿保主事を任命します。

会期の件を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議 長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

それでは議案の審議に入りますが、議案第78号から議案第82号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議がないので、そのようにさせていただきます。  
まず最初に、議案第78号の審議に入りますが、その前に関係者の入室をお願いいたします。

【関係者入室】

議長 なお、事業主体である和島組より成田拓正氏を代理とする委任状が提出されていますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議なしと認めます。事務局より説明願います。

事務局 議案第78号農地法第5条第1項の規定に基づく農地賃貸借契約転用許可の意見について。  
農地法施行令第15条第1項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。

この件は1件です。現場事務所設置及び資材置場のための許可申請です。場所は、第16回総会議案第78号 第5条農地転用許可申請位置図の方でご確認ください。農地区分は第1種農地ですが、一時的な利用ということで許可相当と認められます。

議長 それでは、議案第78号について現地調査をした委員より報告をお願いします。  
2番、太田豪委員。

太田委員 はい、2番太田です。それでは、報告を致します。  
去る、6月6日、成田悦夫委員、事務局と現地調査をいたしました。  
この場所は、鶴寿橋から西へ、約500メートルのあたりに位置している、田の転用申請であります。  
申請地の面積は3,336平方メートルで、転用目的は、現場事務所設置及び資材置場で1年間の一時転用であります。  
現状は、すでに資材置場等で利用されており、事前転用ということで、始末書が提出されております。申請地の周りは、平畑等の農地と、西側には自動車整備工場も建っており、周辺の農地に被害を及ぼすおそれはないと認められます。  
以上、報告を終わります。

議長 ただいま説明のありました議案第78号について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。  
関係者の方は、お帰りください。

【関係者退室】

議長 次に議案第79号の審議に入りますが、関係者の入室をお願いします。

【関係者入室】

議長 事務局より説明願います。

事務局 議案第79号農地法第5条第1項の規定に基づく農地使用貸借契約転用許可の意見について。  
農地法施行令第15条第1項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。  
この件は1件です。農業用倉庫新築のための許可申請です。  
場所につきましては、配付している資料の第16回総会 議案第79号 第5条農地転用許可申請位置図をご確認ください。  
農用地区域内農地ですが、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地ということで、許可相当と認められます。  
以上よろしくお祈いします。

議長 それでは、議案第79号について現地調査をした委員より報告をお願いします。  
2番、太田豪委員。

太田委員 はい、2番太田です。  
前号に続いて報告をいたします。  
去る6月6日、成田悦夫委員、事務局と現地調査をいたしました。  
この場所は、鶴田八幡宮から胡桃館方面へ向かい、国道339号バイパスとの交差点南側約250メートルのあたりに位置している、田の転用申請であります。  
申請地の面積は7,197平方メートルで、転用目的は、農業用倉庫の新築であります。  
現状は、すでに整地と基礎部分が建設されており、事前転用ということで、始末書が提出されております。  
申請地の周りは、水田であります。周辺の農地に被害を及ぼすおそれはないと認められます。  
なお、隣接農地の所有者からは、同意書もいただいております。  
以上です。

議長 ただいま説明のありました議案第79号について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。  
関係者の方はお帰りください。

【関係者退室】

議長 次に議案第80号に関する農地法処理基準第3の8に基づき現地調査した委員から報告をお願いします。  
2番、太田豪委員。

太田委員 はい、2番太田です。それでは、報告をいたします。  
去る6月6日、成田悦夫委員、事務局と現地調査を行いました。  
本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が4件です。  
いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項7号には該当しない権利取得と認められます。  
以上です。

議長 それでは、議案第80号について事務局より説明願います。

事務局 議案第80号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。  
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。  
本案件は4件です。No.1からNo.4について説明いたします。  
平成29年5月24日に行われた、鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が1件、普通売買が1件、一括贈与が2件です。  
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。  
次に、議案第81号について事務局より説明願います。

事務局 議案第81号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。  
本案件は1件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。  
次に、議案第82号について事務局より説明願います。

事務局 議案第82号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。  
本案件は1件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
契約期間及び賃借料については、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。  
それでは表決に入ります。  
議案第78号から議案第82号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。  
次に、報告第45号について事務局より説明願います。

事務局 報告第45号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。  
農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。  
No.1、No.2について、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質問を打ち切ります。

次に、報告第46号について事務局より説明願います。

事務局

報告第46号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。  
農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。No.1、No.2については、  
相続により所有権を取得したものです。以上です。

議長

ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長

ないので、質問を打ち切ります。

暫時休憩します。(午後4時20分)

議長

再開します。(午後4時30分)

本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第16回鶴田町農業委員会総会  
を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後4時31分)